

企画競争説明書

業務名称：カンボジア国プノンペンにおける総合交通管理計画及び交通管制センター運営維持管理の能力改善プロジェクト

調達管理番号： 21a00668

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1章 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年9月29日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年9月29日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：カンボジア国プノンペンにおける総合交通管理計画及び交通管制センター運営維持管理の能力改善プロジェクト
- (2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - () 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
 - (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2021年12月 ～ 2025年1月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の12%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の12%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降) : 契約金額の12%を限度とする。

(6) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します。

- 1) 2021年度末(2022年2月頃)¹
- 2) 2023年2月頃
- 3) 2024年2月頃

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者 : 【契約第一課 吉田清志 Yoshida.Kiyoshi2@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部運輸交通グループ 第一チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

¹ 当機構は中期目標管理法に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

詳細計画策定調査（評価分析）の受注者が法人の場合

カンボジア国プノンペンにおける総合交通管理計画及び交通管制センター能力開発プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）（一般競争入札（総合評価落札方式））（調達管理番号：20a00863000000）の受注者（佐野総合企画株式会社）及び同業務の業務従事者

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の

者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（5）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

（1）質問提出期限：2021年10月8日12時

（2）提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1）原則、電子メールによる送付としてください。

注2）電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（3）回答方法：2021年10月14日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（1）提出期限：2021年10月29日 12時

（2）提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年5月12日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

1）プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。

2）本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先:

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料(プレゼンテーションを実施する場合のみ)

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書:

宛先: e-koji@jica.go.jp

件名: (調達管理番号)_(法人名)_見積書

[例: 20a00123_〇〇株式会社_見積書]

本文: 特段の指定なし

添付ファイル: 「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類:

1) プロポーザル・見積書

2) プレゼンテーション実施に必要な資料(プレゼンテーションを実施する場合のみ)

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

3) 虚偽の内容が記載されているとき

4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020年4月)を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費(航空賃)

b) 旅費(その他: 戦争特約保険料)

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

- e) その他（以下に記載の経費）
- ・「第3 特記仕様書案 5. 実施方針及び留意事項（5）機材調達について ①受注者が調達する機材」の購入費・輸送費（見積書上の費目：機材費）
 - ・その他、本業務遂行に必要な資機材の購入費・輸送費（プロポーザルにて資機材の購入を提案する場合のみ。「第4 業務実施上の条件 5. 資機材の調達」参照。）（見積書上の費目：機材費）
 - ・本邦研修にかかる経費（見積書上の費目：国内業務費－技術研修費）
 - ・啓発キャンペーン等に必要な経費やセミナー開催にあたり必要となる費用（「第3 特記仕様書案 6. 業務の内容（5）成果5に係る活動 の5-4に記載の経費」）（見積書上の費目：啓発キャンペーン経費、セミナー開催経費）

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

特になし

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

a) KHR 1 = 0.027430 円

b) US\$ 1 = 109.8620 円

c) EUR 1 = 129.6280 円

5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。契約交渉の段階で確認致します。

6) その他留意事項（以下、例）

特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html）

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

a) 業務主任者／交通管理政策

b) 交通管制システム計画

c) 交通管理計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 35.50 人月

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格) / 最低見積価格 × 100 (%)

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年11月19日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトにて公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点 *
- ⑤ 価格点 *

* ④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：交通管理計画に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／交通管理政策
- 交通管制システム計画
- 交通管理計画

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／交通管理政策）】

- a) 類似業務経験の分野：交通管理政策に関する調査・業務
- b) 対象国又は同類似地域：カンボジア国及び全世界
- c) 語学能力：英語

- d) 業務主任者等としての経験
- 【業務従事者：交通管制システム計画】
- a) 類似業務経験の分野：交通管制システムの計画・運用に関する調査・計画業務
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：語学評価せず
- 【業務従事者：交通管理計画】
- a) 類似業務経験の分野：交通管理計画に関する調査・計画業務
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：語学評価せず

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただ

し、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(26)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／交通管理政策	(21)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇〇〇	(—)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	1
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(10)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	—	5
(2) 業務従事者の経験・能力： 交通管理システム	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) 業務従事者の経験・能力： 交通管理計画	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 2021年11月5日（金） 14：00～15：30
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - a) Microsoft-Teams を使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - b) 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) 当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

第3章 特記仕様書案

1. プロジェクトの背景

カンボジアの首都プノンペン都は、人口約228万人（General Population Census, Cambodia, 2019年）を有する当国の政治経済の中心地である。近年の経済発展を背景に当国の新規登録車両台数は2010年の260,969台から2019年は579,896台（当国政府、2019年）と10年内で約2倍に増加し、また、都市中心部主要道路の平均旅行速度は2017年には12.2km/hを下回り（JICA、2021年）、交通渋滞が深刻化している。さらに、車両台数の増加に伴い、当国内の交通事故死者数増加傾向にあり、2006年から2016年にかけて当国の交通事故死者数は、約1.4倍に増加した（当国政府、2017年）。

こうしたプノンペン都の深刻な交通状況に対応するため、JICAは当国政府の要請を受け、開発計画調査型技術協力「プノンペン都総合交通計画プロジェクト」（2012年～2014年）を実施し、プノンペン都における都市交通マスタープランを策定した。都市交通マスタープランでは、道路網の整備、公共交通の導入、及び交通管理施策の強化を3つの主要コンポーネントと置き、それぞれのコンポーネントにおいて、2016年までの短期優先計画、2020年までの中期計画、また2035年を最終目標年とした長期計画を定めた。その中で、交通管理施策の主要な構成要素であった交通管制システムの導入が、交通状況を改善するための短期優先プロジェクトの一つとして提案された。同提案を受け、JICAは交通管制システムの導入を目的とした無償資金協力「プノンペン交通管制システム整備計画」（2015年G/A署名）を実施し、交通管制センターの施設建設や信号制御機、交差点信号機等の機材を整備した。

その後、プノンペン都庁（Phnom Penh Capital Administration。以下、「PPCA」という。）、プノンペン都公共事業運輸局（Department of Public Works and Transport in Phnom Penh Capital City。以下「DPWT」という）および交通管制センター（Traffic Control Center。以下、組織体を表す場合「TCC」という。）はこれらの施設、資機材の有効活用に努めてきたが、今後も交通量が増大することが予測される中、施設資機材の持続的かつ有効活用を更に促進させるとともに、交通管制システムがプノンペン都の交通管理としての機能を的確に果たすよう、プノンペン都交通警察（Phnom Penh Traffic Police。以下「PPTP」という）とも協力し、交通取締り等の交通安全対策の向上などが合わせて求められている。

今般、プノンペン都等関係機関職員による無償資金協力を通じて整備した交通管制システムの運用及び維持管理に関する能力向上、並びにプノンペン都内の総合交通管理対策を目的した技術協力プロジェクトに関して当国政府から要請があった。

なお、カンボジア政府が策定した国家「第4次四辺形戦略（2018-2023）」では、重点戦略の一つである「経済の多様化（Economic Diversification）」において、運輸交通インフラにおける連結性強化、並びに、交通安全及び交通秩序の改善が謳われている。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

プノンペンにおける総合交通管理計画及び交通管制センター運営維持管理

の能力改善プロジェクト

(2) 対象地域

プノンペン都

(3) 関係官庁・機関

実施機関：PPCA、DPWT、TCC、PPTP

(4) 上位目標

持続可能な都市交通環境が形成される。

(5) プロジェクト目標

プノンペン都における交通管理対策（交通安全対策を含む）が改善される。

(6) 期待される成果

成果1：交通管制システムの保守管理体制が確立される

成果2：交通管制システムの運用に関するTCC職員の能力が向上する

成果3：信号機改良のパイロット事業実施を通じた信号設計の実施能力が向上する

成果4：プノンペン都（PPCA,DPWT,TCCを含む）職員の交通管制システム拡充計画策定能力が向上する

成果5：プロジェクト効果持続化のための都市交通関連機関の交通管理対策の能力が向上する

(7) 活動

活動1-1：TCCの現在の組織と管理体制をレビューする。

1-2：交通管制システムの運用の開始以降に発生した運用・保守管理上の問題を特定し、改善策を策定する。

1-3：既存のシステム運用マニュアル、保守管理マニュアル、その他のマニュアルをプノンペンの状況に適するように見直す。

1-4：保守管理組織（外部委託の可能性を含む）を調査し、適切な保守管理体制を提案する。

活動2-1：画像解析、速度測定などに必要な、交通管理システムからデータ抽出に必要なとされる追加の機材およびソフトウェアを検討する。

2-2：交通管理に関する必要な工学的知識等を理解・習得する研修を実施する。

2-3：交通管制のシステムの仕組みの理解や、運用、修正、アップグレード手順に関する研修を実施する。

2-4：光ファイバーケーブルの修繕を含み、全般的な保守維持管理作業に関する研修を実施する。

2-5：交通管制センターからのデータや情報を使用し、渋滞や事故が頻繁に発生した対象交差点や道路区間におけるデータ・情報を収集し、課題の分析を行う。

活動3-1：交通需要パターンの変更により、信号表示の順番、また表示時間等の修正を必要とする信号機を特定する。

- 3-2 : 対象交差点に関連する交通データを収集し分析する。
- 3-3 : 信号設計ソフトウェアを含む交通管制システムの設計修正を行う。
- 3-4 : 信号改良に必要なツールおよび／または機材を検討し、調達を行う。
- 3-5 : 信号設計の修正に対する影響を評価する。
- 3-6 : 信号改良に関する計画から実施評価までの手順等をハンドブックにまとめる。
- 活動4-1 : プノンペンの都市化動向、主要交差点の交通状況、交通管制システムの特徴を考慮し、交通管制システム拡張エリアを検討する。
- 4-2 : 交通管制システムの拡充計画を策定する。
- 活動5-1 : プノンペンの交通管理システムを補完する、交通法規遵守等のためのツール・機材を検討する。
- 5-2 : PPTPの過去の交通取締り実績や課題をレビューし、交通取締りに関する実地研修を実施する。
- 5-3 : 交通取締り、交通安全ハンドブックを作成する。
- 5-4 : マスメディアおよびワークショップ／セミナーを通して本プロジェクトの成果／活動を国民に広める。

3. 業務の目的

カンボジア国「プノンペンにおける総合交通管理計画及び交通管制センター運営維持管理の能力改善プロジェクト」に関し、JICAがカンボジア側と締結した当該プロジェクトに係る討議議事録（Record of Discussion、以下「R/D」）に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、当該プロジェクトに係るR/Dに基づいて実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するために、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) カンボジア政府及びプノンペン都における交通管理政策及び計画

カンボジアの国家開発計画「第4次四辺形戦略」（2018-2023）は、「ガバナンス改革の加速化（Acceleration of the Governance Reform）」を核とし、「人材開発（Human Resource Development）」、「経済の多様化（Economic Diversification）」、「民間セクター開発及び雇用促進（Private Sector and Job Development）」、「包括的かつ持続可能な開発（Inclusive and Sustainable Development）」を重要課題としている。「経済の多様化（Economic Diversification）」では、運輸交通インフラにおける連結性強化、並びに、交通安全及び交通秩序の改善が謳われている。

また、プノンペン都における交通管理に関する政策・計画としては、2014年に策定された、都市交通マスタープランに交通管制システムが短期優先プロジ

エクトの一つに位置付けられており、現在、プノンペン都においてその改訂作業が進められている。

本プロジェクトは、これらの政策や計画に基づき実施されることから、政策や計画の内容に関して十分理解するとともに、改訂や次期計画が策定されている際には、その内容や作業スケジュール等に関して確認すること。

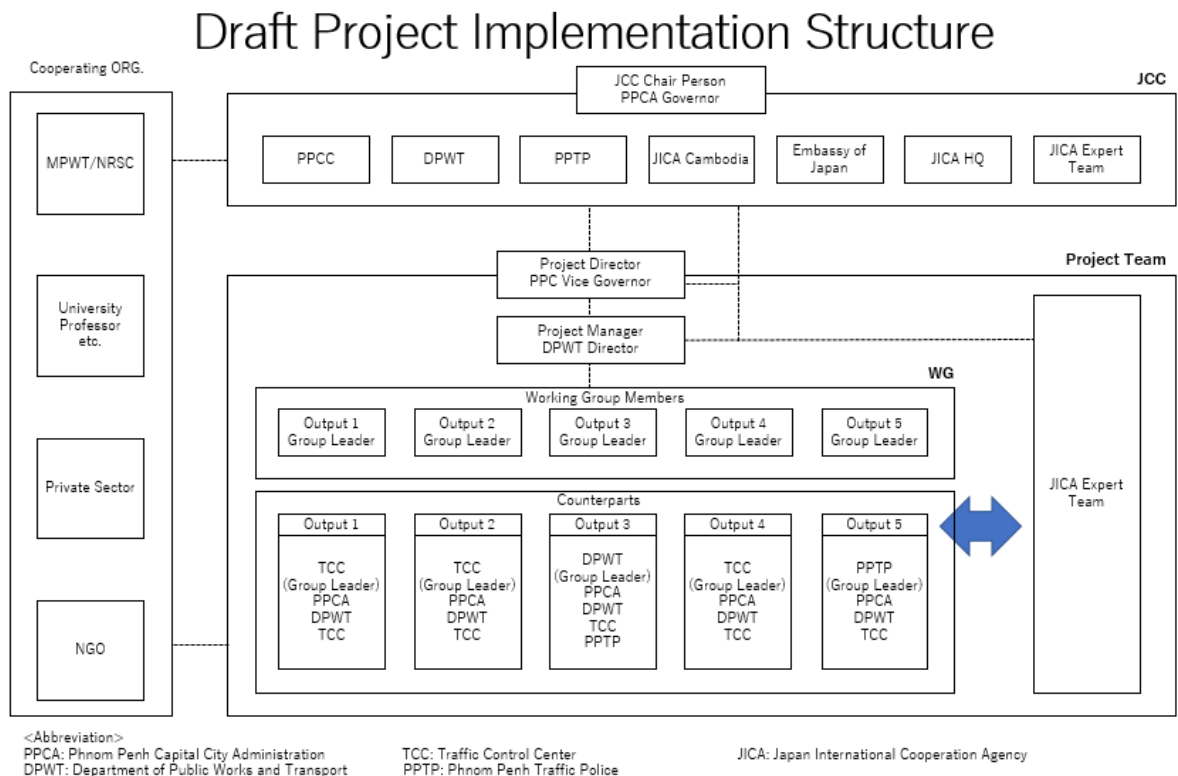
(2) カンボジア側実施体制と合同調整委員会（JCC）

本プロジェクトのカンボジア側の実施体制として、PPCAを主要カウンターパート（C/P）に、DPWT、TCC、及びPPTPがカウンターパート機関として参画予定である。また、プロジェクト・ダイレクターにプノンペン都副知事（Vice Governor of Phnom Penh Capital City）、プロジェクト・マネージャーにDPWTの局長（Director of Department of Public Works and Transport of Phnom Penh）、また、副プロジェクト・マネージャーにPPCAの広報&国際協力援助室副室長（Deputy Head of Public Relations and International Cooperation Division of PPCA）が配置される予定である。

またプロジェクトを全般的に管理するために、プノンペン都副知事を議長として、少なくとも年1回の合同調整委員会（Joint Coordinating Committee、以下「JCC」）を開催することとする。

JCCの傘下には、R/D Annex2のプロジェクト・デザイン・マトリックス（Project Design Matrix。以下、「PDM」）に示した5つの成果（アウトプット）ごとに作業部会（Working Group。以下、「WG」）が設置され、各活動の計画策定、進捗管理、課題への対応、成果発現の管理等を行う。

なお、JCC、WG及び関係協力機関等の体制は下図の通り。



(3) パイロット事業対象信号交差点について

本プロジェクトでは、成果3で信号機改良にかかるパイロット事業の実施を予定している。パイロット事業を実施する、信号交差点は、添付の地図における交通管制エリアに示す信号交差点から以下のタイプに従って選定する。タイプ別の想定される信号交差点の選定クライテリア及び事業内容は以下の通り。各タイプから、1ヶ所～2ヶ所程度の選定を想定しているが、詳細には本業務の実施中に、JICAと相談しつつC/Pと調整の上、決定すること。

【信号機改良にかかるパイロット事業を行う信号交差点の選定クライテリア及びパイロット事業の事業内容】

タイプ	選定クライテリア	パイロット事業の目的・内容	候補交差点 ²
①	交通管制システムの運用開始時から道路構造や交通状況が大きく変化した交差点の改善	交通管制システムの運用開始時から道路構造や交通量・状況が大きく変化した信号交差点に対応した信号機の変更の検討。	#55、#126、 #502
②	幹線道路のサブエリア ³ 内交差点の系統化	サブエリア内における交通管制システム運用開始後の交通量・状況の変化に応じた信号制御パラメータの変更	#25、#118
③	技術協力プロジェクト「プノンペン公共バス運営改善プロジェクト」で活用している交差点の改善	同プロジェクトで導入しているバス優先レーン上で信号交差点の改善(信号機の新設)を図ることで、本事業との連携の検討。	信号機の新設
④	民間開発地区周辺に新たな交差点の改善	民間開発が進み、将来的に交通量の増加が見込まれる Daun Penh 地区周辺の信号交差点における信号機新設の検討。	信号機の新設
⑤	交通管制システムに繋がっていない信号交差点の編入	光ファイバーネットワークを介さないで民間のLTE回線等でセンターへの接続方法の検討	#201～#206

(4) 機材調達について

機材調達については、本プロジェクトの活動のうち、①成果2：活動2-1の交通管理システムを活用した画像分析、速度測定のためのデータ抽出に必要な機材およびソフトウェア、②成果2：2-4の光ファイバーケーブルの修繕等の保守管理作業に必要な機材、③成果3：活動3-4の信号機改良のパイロット事業に必要なツール及び機材、さらに、④成果5：活動5-1の交通法規遵守等のためのツール及び機材の調達を

² 信号交差点の番号は、別添の地図における交通管制エリアに示す番号。

³ 道路や交通状況を考慮し、共通のサイクル長で機能する信号交差点群をサブエリアとする。

想定している。現在調達を想定している機材は以下の通り。

機材名	対象活動
画像解析、速度測定などに必要な機材・ソフトウェア	2-1
接地抵抗計	2-4
融着器	2-4
光パルス試験器	2-4
小型トラック	2-4
交通信号灯器設置用アーム	3-4
LEVEL5基板	3-4
車両灯器三位	3-4
矢印灯器一位	3-4
歩行者灯器	3-4
交通信号制御機J	3-4
交通信号制御機R	3-4
補助ケース	3-4
交通法規遵守等のためのツール・機材	5-1

実際に調達・納入する機材やその数量・仕様に関しては、プロジェクト実施過程において、カンボジア側のC/Pと検討・調整の上決定することを想定しているため、検討の結果を発注者に報告すること。調達の主体に関しては、受注者による調達を想定しているが、受注者からの報告を受け、必要性や機器の価格等を加味し、決定する予定。受注者による調達とする場合は、機器費用や必要経費について、契約変更で対応する。

また、現時点で、上記の機材以外に必要と考える機材が想定される機材がある場合には、プロポーザルにて、価格、仕様を含めて提案すること。

① 受注者（コンサルタント）が調達する機材

受注者により機材を調達する場合、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2017年6月）」（JICAウェブサイト「調達情報」に掲載）に沿って、これら機材の仕様を定め、調達・輸送すること。

② 発注者（JICA）が調達する機材

発注者が調達する場合、本邦調達と現地調達の場合で、対応が異なる。

本邦調達の場合、発注者が別途定める「機材調達支援業務ガイドライン（本邦調達）」（2020年4月）及び「JICA海外向け機材調達の手引き」（2017年2月）（いずれもJICAウェブサイト「調達情報」に掲載）に従い、機材仕様書作成以降の調達を発注者が担当し、受注者はニーズ把握・機材選定までを行うこととする。

ただし、受注者は、発注者及び発注者が別途指定する者が実施する機材仕様書作成及び機材調達の段階においても、必要に応じ協力を行うこと。

現地調達の場合は、調達（入札／見積合わせ／見積競争等）時に使用する仕様書案等の入札関連書類の作成を、受注者が実施することとする。

当該業務についてはプロポーザルに含めること。具体的な支援業務の概要は以下のとおり。

- ア) 仕様（参考銘柄を含む）の提案
- イ) 下見積徴取、メーカー・代理店等連絡先情報提供
- ウ) 調達（評価を含む）に必要な書類の作成と JICA への内容説明
- エ) 機材到着時の検査等、据付・設置調整作業の支援

③ 機材仕様書の作成について

上記①の機材の仕様書は受注者が作成する。上記②の機材のうち、本邦調達機材の仕様書は発注者が作成するが、現地調達機材については受注者が仕様書案を作成する。

上記②の機材に関する調達支援を行う場合、「参考銘柄情報シート」等の資料を、発注者指定の様式にて作成し、発注者に提出する。また、発注者が仕様書を作成する過程において、発注者及び発注者が指定する者に対する情報提供等を通じ積極的に支援する。

機材仕様書の作成及び作成支援にあたっては、発注者が別途定める「機材調達支援業務ガイドライン」（2020年4月）、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」（2017年6月）及び「JICA海外向け機材調達の手引き（2017年2月）」（いずれもJICAウェブサイト「調達情報」に掲載）の内容を十分理解したうえで業務を実施すること。

④ 機材の用途・需要者の確認

機材の本邦からの輸出に際しては、輸出貿易管理令等の遵守を要するため、事前に管理責任者、機材の管理・使用体制、設置場所の適切性（セキュリティ等）等を確認すること。

また、受注者が業務を実施するにあたり、秘書/補助員/通訳用のパソコンや執務室用のプリンターが必要となる場合は今回のプロポーザルに含めること。

受注者は、これらを「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2017年6月）」（以下のウェブサイトから入手可能。）に沿って調達すること。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00001nk148-att/equ_201706_guide_01.pdf

（5）現地再委託

下記の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント等に再委託して実施することを想定している。受注者は、業務内容を勘案の上、効率性、経済性を考慮した効果的な配置についてプロポーザルにて提案すること。また、下記以外にも現地のコンサルタント等に再委託することが妥当と考える活動、業務についてもプロポーザルにて提案すること。

- 信号機改良の活動に係る各種工事（信号機灯器柱・アームの据付、信号機灯器の取付・配線・撤去、路面標示、集中制御パラメータ設計・修正等）

- 交通量調査
- 広報活動（交通安全キャンペーン含む）

(6) 執務室について

R/Dに記載のとおり、カンボジア側が、PPCAの施設にて、コンサルタントの現地での執務室（机や椅子などの基礎的な備品を含む）を用意する予定である。このため、上記の執務室賃貸料については、その費用を本プロポーザルの見積りに含める必要はない。

(7) 本邦研修について

本プロジェクトでは、プロジェクトの成果発現を促進する方策として、プロジェクト期間中2回の本邦研修を予定している。現状では、2年目、3年目に各1回の実施、各回約2週間、8名程度を想定している。本研修は、日本の交通管理に関する政策や計画、交通管理システムの運用や維持管理、また、最先端な技術を含む日本のITS技術を学ぶことを目的としている。プロジェクト期間中にカンボジア側C/P、JICAと協議の上、内容詳細を変更することは可とするが、本プロポーザルにて、本邦研修の内容を提案すること。

本研修については、コンサルタントが研修実施を行うこととし、当該業務にかかる経費は「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月版）」

（https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra_201607_guide.pdf）を参照の上、「研修実施」に係る経費を別見積りに計上すること。

(8) 通訳兼アシスタントの配置とマニュアル類の翻訳について

プロジェクト実施に当たっては、通訳兼アシスタントの配置（英クメールまたは日クメール）を想定している。配置に必要な経費は見積りに含めること。また、本プロジェクトで作成するマニュアルやガイドラインについては、英語版に加えC/Pが読解可能なクメール語版を作成することを想定している。については、本プロジェクトの中でクメール語への翻訳を行うこととし、必要な経費を見積りに含めること。

(9) 広報について

本プロジェクトは、交通管制システムの運営維持管理に関する関係職員の能力向上を行うとともに、プノンペン都交通警察の取締りに関する能力強化や、交通安全キャンペーンを実施することで、プノンペン都における交通管理対策強化を目的としている。本プロジェクトを通じて関係職員の能力強化を行った交通管制システムの運用が、プノンペン都の交通管理対策強化に適切に寄与するためには、プノンペン都民に対して、プロジェクトの意義・活動・成果とともに、交通ルールの順守等交通安全に関する重要性を広く知らしめていくことが重要と考えられる。

本プロジェクトでは、活動5-4において、マスメディアおよびワークショップ／セミナーを通じた本プロジェクトの成果の普及活動を想定しているが、本プロジェクトにおける広報・啓発方法をプロポーザルで提案すること。また、

日本向けには、JICA技術協力プロジェクトホームページにおいて、本プロジェクトの紹介ページを作成し、活動・成果等を定期的に発信することなどを想定している。

(10)カンボジア側 C/P のオーナーシップの確保について

本プロジェクトは、業務実施のプロセスにおいて如何にC/Pの能力を向上させるかが最も重要である。

コンサルタントは、カンボジア側C/P等の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。

また、プロジェクト成果の定着のためには、作成支援したガイドライン類についてカンボジア側C/Pからの承認を得るだけでなく、セミナーを通じた普及、及びカンボジア側の予算確保に向けた啓発活動も必要になる。これらの活動について、コンサルタントがJCC等を活用しながら、主体的に先方への働きかけを行うこと。

(11)関連プロジェクトとの連携について

当プロジェクトに関連する案件として、技術協力プロジェクト「公共バス運営改善プロジェクト」（2017年1月～2020年12月⁴）、技術協力プロジェクト「幹線道路における道路交通安全改善プロジェクト【有償勘定技術支援】」（2021年6月～2024年9月）及び情報収集・確認調査「プノンペン都市交通に係る情報収集・確認調査」（2021年4月～2022年3月）が実施中である。

技術協力プロジェクト「公共バス運営改善プロジェクト」は、無償資金協力で供与したバスを活用し、プノンペン都における公共路線バスのサービス向上に資する体制の強化を図ることを目的とした事業であるが、現在、交通管制システム専用回線として運用している光ファイバーネットワークを冗長化し、バス優先信号への活用を想定した事業を検討中であり、本プロジェクトと密接に関連してくることから連携強化を図り、相互の事業進捗を確認・調整すること。

技術協力プロジェクト「幹線道路における道路交通安全改善プロジェクト【有償勘定技術支援】」は、円借款「国道5号線改修事業」で改修及び拡幅等を実施している国道5号線沿線における交通安全対策能力向上を目的とした事業であり、本事業と対象地は異なるが、交通安全を目指す方向性は同一であり、且つカウンターパート組織に交通警察を含むなど、共通点も多いため、プロジェクトの活動状況について、適時情報共有を行うこと。

情報収集・確認調査「プノンペン都市交通に係る情報収集・確認調査」は、2014年の「総合都市交通マスタープラン」策定時に収集された交通データを更新し、今後のJICAの都市交通分野の協力方針を検討することを目的とした調査である。同調査において収集される交通データ、また、それを基に行われるPPCAとの議論の内容は、本事業にも有益な情報であることから、相互に情報共有・意見交換等を行い、効果的かつ効率的に業務を実施すること。

⁴ 現在、コロナの影響によりプロジェクトの活動の一部が停止を余儀なくされており、プロジェクト期間が延長されている。

(12) プロジェクトの柔軟性の確保について

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（カンボジア側C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、コンサルタントがJICAに事前に相談し、合意を得る。その上で、相手国実施機関との協議結果とともに、R/D変更⁵のためのミニッツ（案）及び添付のPDM、Plan of Operation (PO)の変更（案）を作成し、提出する。

(13) ジェンダーへの配慮

本プロジェクトは、各種活動や調査等において、ジェンダーへの配慮が行われるよう留意、工夫すること。例えば、信号機改良のパイロット事業実施において、対象交差点における交通量調査を行うが、その際、男女別に交通渋滞や事故に関するデータの収集、課題分析を行った上で、信号現示設計等を検討すること、また、交通安全教育キャンペーンにおいて、参加者に男女が含まれるよう留意し、女性の課題やニーズに基づいたキャンペーンの内容を検討すること等が考えられる。

(14) 環境社会配慮

JICA「環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）において、本業務は環境や社会への望ましくない影響が最小限あるいはほとんどないと判断されたため、カテゴリCに分類されている。今後、実施途上においても環境や社会への負の影響が生じる事業が計画、実施される見込みはないと考えられるものの、同ガイドラインを参照のうえ、万が一カテゴリB以上に分類されるような状況に至る可能性があれば、速やかにJICAに報告し、C/P側との協議を行うこととする。斯様な場合、適宜カテゴリ分類を見直し、業務内容の変更を行うと共に、カンボジア国環境関連法規に基づく必要な措置を講じることとする。

(15) 新型コロナウイルスの影響

本プロジェクトの活動は、基本的には現地業務による実施を想定しているが、2021年9月上旬時点で、JICAのカンボジアにおける感染症対策措置では、新規の短期渡航は原則見合わせとなっており、業務開始時点でも自由な渡航、外出、面談等が制限される可能性がある。こうした制限も想定し、遠隔での業務の実施についても、可能な限り検討すること。

6. 業務の内容

全体に係る活動

⁵ プロジェクト基本計画に関する事項（R/D本文及びPDM記載項目：案件名称、協力期間、プロジェクトサイト、ターゲットグループ、相手国実施機関、上位目標、プロジェクト目標、成果、活動、投入、実施体制）の変更を要する場合は、R/Dの変更が必要。POのスケジュール欄に記載の事項（活動/投入スケジュール等）についてはプロジェクトレベルで修正・合意可能。

(1) ワークプラン案の作成

要請書や関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて日本国内で入手可能な資料・情報を収集・整理し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を検討した上で現地業務開始までにワークプラン案を作成し、JICAと共有する。

(2) ワークプランの確定

現地業務開始後にワークプラン案をカンボジア側C/P機関の関係者等に説明し、プロジェクトの全体像を共有した上でワークプラン案についての協議を行う。その際、R/Dに添付のPDMに記載されている上位目標、プロジェクト目標、成果の指標のうち目標値が未設定の項目について、実施する調査結果等を踏まえて目標値を設定し、併せてカンボジア側と協議する。一連の協議を経て、必要に応じてワークプランを修正した上でカンボジア側と合意し、ワークプランを確定する。なお、カンボジア側C/P機関との協議では、必要に応じてクメール語版（仮訳）を用意する。

(3) JCC の開催

以下の業務を目的に、先方政府が主体となって、半年に1回（必要に応じて追加の開催もありうる）の開催頻度を目途にJCCを実施する。

- ・ PDMに基づき、ワークプランについて議論し承認する。
- ・ 全体の進捗をレビューしたうえでモニタリングと評価を実施し、必要に応じてPOや計画を修正する。
- ・ プロジェクト実施にあたってのその他の重要な問題について議論する。

(4) ベースライン調査の実施

本プロジェクトの開始数か月後にPDMで設定した指標を設定するため、ベースライン調査を実施する。なお、ベースライン調査においては、現地再委託で実施することも可とする。

(5) モニタリングの実施

本プロジェクト実施にあたっては、定期的に報告・協議すべき共通のモニタリング項目を定めたMonitoring Sheet(JICA指定フォーム有・配布資料参照)を基に日常的な事業モニタリングを行うこととする。具体的な項目としては、活動報告のほか、成果発現状況、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素がある。コンサルタントは、6か月に1度を目途に、JCC等での議論もふまえながらC/P機関と共同でMonitoring Sheetを作成し、承認を得た上で、JICAカンボジア事務所に提出すること。詳細については配布資料を参照のこと。

また、モニタリング実施にあたっては、プロジェクト終了時に作成される事業完了報告書やその後の事後評価も見据えて、必要と判断される場合にはPDMの変更についてJICAに事前に提案・協議を行い、カンボジア側と協議すること。

(6) エンドライン調査の実施

本プロジェクトの終了数か月前にPDMで設定した指標に対する達成状況を確認するため、エンドライン調査を実施する。なお、エンドライン調査においては、現

地再委託で実施することも可とする。

(7) プロジェクト事業完了報告書の作成

プロジェクト全期間の活動内容とプロジェクト目標の達成度と併せて、今後の類似プロジェクトでの活用を想定し、実施運営上の工夫や課題・教訓を取りまとめる。報告書の内容についてはカンボジア側に説明し、合意を得た上で、JICAカンボジア事務所に提出すること。その後JICAからのコメントを踏まえて報告書案を修正し、JCCで合同レビューを実施し、その結果を踏まえ報告書を修正、確定する。

各成果のねらいと活動の詳細

(1) 成果1に係る活動

成果1のねらい：無償資金協力を通じて整備された交通管理システムの保守管理に関して、現状のTCCの組織体制及び同システムの運用・保守管理の状況及び課題を確認し、今後の交通管理システムの適切な保守管理の検討や関連のマニュアルの改訂等を通じて、最適な交通管制システムの保守管理体制の確立を目指す。

1-1 TCCの現在の組織と管理体制のレビュー

無償資金協力事業供用後の交通管理システムの組織や保守管理体制について現状の確認を行う。

1-2 交通管制システムの運用の開始以降に発生した運用・保守管理上の問題の特定、改善策の策定

C/Pとともに、交通管制システム運用開始以降に発生した運用・保管管理上のトラブルや課題点についてリスト化の上、原因分析を行い、改善策の検討を行う。

1-3 既存のシステム運用マニュアル、保守管理マニュアル、その他のマニュアルの見直し

交通管制システムに関する運用、保守管理のマニュアル、またその他関連する既存のマニュアルをレビューし、C/Pと改善点や追加すべき点を検討し、適宜修正を行う。なお、修正作業の際には、下記2-3の交通管制システムの運用、修正、アップグレード手順に関する研修や2-4の保守維持管理作業に関する研修の成果も踏まえて検討すること。

1-4 既存の保守管理組織の調査及び適切な保守管理体制の提案

上記の、現状のTCCの組織や管理体制、交通管制システムの運用や保守管理に関する改善点等の検討結果を踏まえ、今後のTCCにおける交通管理システムの保守管理体制（外部委託を含む）に関して、PPCA、DPWT、TTC等の関係機関の職員と協議し、協議の結果を纏める。

(2) 成果2に係る活動

成果2のねらい：①画像分析や速度測定に必要な機材のソフトウェアの導入、②TCC職員に対する交通管理に関する必要な基礎知識や、システムの運用、修正、アップグレード等の操作、また、光ファイバーの修繕等保守管理作業に関する研修の実施、さらには、③交通管理センターで収集したデータを活用した交通渋滞や交通事故が頻発する交差点や道路区間の特定及び課題分析を通じて、TCC職員

の交通管制システムの運用に関する能力強化を行う。

2-1 画像解析、速度測定などに必要な追加の機材およびソフトウェアの検討

交通状況や交通事故における交差点や道路区間における画像解析や速度測定に必要なデータを抽出するために必要な機材やソフトウェアについて、C/Pと検討を行う。

2-2 交通管理に関する必要な工学的知識等の理解・習得に必要な研修の実施

交通管理に関する必要な基礎的な工学的知識や知見に関する研修をTCC職員に対して実施すべく、研修内容の検討、教材の準備、また評価項目の設定、評価の実施・分析等を行う。

2-3 交通管制のシステムの仕組み、運用、修正、アップグレード手順に関する研修の実施

交通管制システムの仕組み、運用、修正、またシステムのアップグレード手順等に関する研修をTCC職員に対して実施すべく、研修内容の検討、教材の準備、また評価項目の設定、評価の実施・分析等を行う。

2-4 光ファイバーケーブルの修繕を含む、全般的な保守維持管理作業に関する研修の実施

交通管制センターと信号機器をつなぐ光ファイバーケーブルの修繕等、保守維持管理作業に関する実地での研修をTCC職員に対して実施すべく、研修内容の検討、教材の準備、また評価項目の設定、評価の実施・分析等を行う。また、研修に実施に必要な機材の選定や発注、調達を行う。

2-5 交通管制センターからのデータや情報を使用し、交通渋滞や交通事故が頻繁に発生した対象交差点や道路区間におけるデータ・情報の収集及び課題分析

交通管制センターのシステムやCCTVを活用し、渋滞や事故が頻繁に発生した対象交差点や道路区間におけるデータ・情報を収集・分析を行い、課題を抽出する。

(3) 成果3に係る活動

成果3のねらい：交通管制エリアにおいて、信号機改良のパイロット事業を通じたTCC職員等の信号設計の実施能力の向上をねらいとする。具体的には、パイロット事業として実施する信号機を特定し、対象交差点の交通データの収集・分析、交通管制システムの設計修正、さらに信号改良に必要なツール、機材の調達を行う。その上で、パイロット事業として実施した信号設計に関する影響評価を実施する。最後に、パイロット事業として実施した信号設計や評価の手順等をハンドブックとして纏める。

3-1 交通需要パターンの変更により、信号表示の順番、また表示時間等の修正を必要とする信号機の特定

パイロット事業の対象となる信号機の特定を行う。対象となる信号機の対象交差点の選定の際には、上記の「5. (3)パイロット事業対象信号交差点について」を留意のこと。なお、パイロット事業は、POに記載の通り、2年度と3年度の2期に分けて実施を行うことを想定している。よって、各パイロット事業は、事業の規模

や難易度を踏まえて、実施時期を検討すること。また、2期目のパイロット事業は1期目のパイロット事業の経験や教訓を踏まえて実施するよう留意すること。

3-2 対象交差点に関連する交通データの収集・分析

パイロット事業として選定した対象交差点において、交通データの情報収集・分析を行う。データ収集にあたっては、収集内容、範囲、方法等に関して検討を行う。収集した交通データに関しては、OJT研修による分析を実施する。なお、当該交通データの情報収集の実施にあたっては、再委託調査による実施を可とする。

3-3 信号設計ソフトウェアの使用を含む交通管理システムの設計修正

収集・分析した交通データを踏まえ、信号設計ソフトウェアの使用を含む交通管制システムの設計修正を実施する。

3-4 信号改良に必要なツール、機材の検討、調達

パイロット事業として実施する信号機の改良のため、必要な資機材の仕様や数量をC/Pとともに検討を行う。コンサルタントは、C/Pとの検討結果を踏まえ、調達する機材やソフトウェアの品名・数量、また調達先（本邦、現地、若しくは第三国）、調達の主体（JICA若しくは受注者）、調達方法等に関してJICAに相談をする。また、JICAが決定した機材・ソフトウェア等の調達内容・方法等に基づき、コンサルタントは上記の「5.（4）機材調達について」に沿って、調達若しくは調達支援を行うこと。資機材の納入後、対象交差点における交通信号灯器設置用アーム据付工事や信号灯器の取付等の工事を行うが、これらの工事は再委託による実施を可とする。再委託によりローカル企業により実施する場合、コンサルタントは工事の管理を支援する。

3-5 信号設計の修正に対する影響の評価

上記のパイロット事業として、信号機の設計・修正及び信号改良のためのツール・機材の導入を行った交差点における交差点の交通渋滞・交通事故等の影響に対する評価を実施する。

3-6 信号改良に関する計画から実施評価までの手順等に関するハンドブックの作成

上記のパイロット事業として実施した信号改良事業に関する計画、実施、評価までの手順書をハンドブックに纏める。

（4）成果4に係る活動

成果4のねらい : 今後さらなる人口増加が見込まれるプノンペン都の都市化動向や主要交差点の交通量や特徴を踏まえ、現在の交通管制システムエリアの拡張を検討し、これを拡充計画として纏める。

4-1 プノンペンの都市化動向、主要交差点の交通状況、交通管制システムの特性を考慮した、交通管制システム拡張エリアの検討

プノンペン都における都市化の動向、将来の交通量や交通特性を踏まえ、交通管制システムの拡張エリアをC/Pと検討する。

4-2 交通管制システムの拡充計画策定

拡張エリアの検討の結果を踏まえ、今後の交通管制システムの拡充計画を策定する。策定にあたっては、優先度、タイムライン、予算規模等を考慮すること。

(5) 成果5に係る活動

成果5のねらい: 上記の成果1から成果4における活動を通じて運用維持管理に関する能力の向上を行った交通管制システムを、より効果的にプノンペン都の交通管理対策に活かせるよう、交通安全に関する活動やプロジェクトの成果普及に係る広報活動等を行う。

5-1 プノンペンの交通管理システムを補完する、交通法規遵守等のためのツール・機材の検討、調達

信号交差点の改善に加え、交通法規遵守を目的としたツールや機材等に関してC/Pと検討の上、調達を行う。作成した機材・ツール等に関しては、5-4のワークショップ/セミナーや広報活動も活用されることを想定している。なお、現在想定されるツールや機材について、プロポーザルで提案すること。なお、当該機材・ツールの作成においては、現地再委託で実施することも可とする。

5-2 プノンペン交通警察の過去の交通取締り実績や課題をレビュー、交通取締りに関する実地研修の実施

プノンペン都交通警察の過去の交通取締りや実績や課題をレビューし、プノンペン都交通警察に対して、信号機が設置された交差点上での交通取締りを中心に、実地研修を実施する。

5-3 交通取締り、交通安全ハンドブックの作成

上記の実地研修及び2-5の対象交差点や道路区間における交通渋滞や交通事故に関する情報収集や課題分析を踏まえ、プノンペン都交通警察が実施する交通取締りや交通安全運動に関するハンドブックを作成する。なお、ハンドブックの作成においては、現地再委託で実施することも可とする。

5-4 マスメディアおよびワークショップ/セミナーを通じた本プロジェクトの成果の普及活動

プロジェクトの成果の普及、及びプノンペン都民の交通規則及び交通安全に関する理解向上を目的としたワークショップ/セミナーを実施する(2回程度。各回につき100名程度を想定)。ワークショップ/セミナーは、基本的にはカンボジア側C/P施設・設備やJICAカンボジア事務所等JICA施設・設備を活用して実施することを想定しているが、啓発キャンペーン等に必要な経費やセミナー開催にあたり必要となる費用があれば、別見積にて計上すること。また、上記と同様の目的で、SNSやマスメディアを活用した広報活動を行う。広報活動の実施にあたっては、「5.(9)広報について」を参照のこと。想定される広報活動についてはプロポーザルにて提案のこと。なお、広報活動等は、現地再委託で実施することも可とする

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。各報告書の提出にあたっては、C/Pと協働で作成にあたること。また、プロジェクト事業完了報告書（Project Completion Report。以下「PC/R」）には技術協力作成資料を添付するものとする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書等	時期等	言語・部数
業務計画書 （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10営業日以内	和文3部 データ
ワークプラン	業務開始から約1ヶ月以内	英文2部 データ
業務進捗報告書（1）	2022年2月	和文2部
Monitoring Sheet Ver.1	契約締結後約2ヶ月後	英文2部 データ
Monitoring Sheet Ver.2	Ver.1提出の6ヶ月後	英文2部 データ
業務進捗報告書（2）	業務進捗報告書（1）から12ヶ月後	和文2部 データ
Monitoring Sheet Ver.3	Ver.2提出の6ヶ月後	英文2部 データ
Monitoring Sheet Ver.4	Ver.3提出の6ヶ月後	英文2部 データ
業務進捗報告書（3）	業務進捗報告書（2）から12ヶ月後	和文2部 データ
Monitoring Sheet Ver.5	Ver.4提出の6ヶ月後	英文2部 データ
Monitoring Sheet Ver.6	Ver.5提出の6ヶ月後	英文2部 データ
プロジェクト事業完了報告書 （PC/R） ※下記「（2）技術協力作成資料」を添付して提出	2025年1月31日 （PC/R案は最終JCC開催の1ヵ月前を目途として提出すること。可能であれば業務完了の3ヵ月程度前を目途として提出するのが望ましい。）	和文5部 英文13部 CD-R X枚

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書

等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R等）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2020年1月）」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は、JICAと受注者で協議、確認する。

各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じて図や表を活用して読みやすいものとする。報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保できるよう留意する。各報告書が分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるように工夫すること。また、結果のみでなくデータ及び情報の根拠となる基準や出典あるいはその検討過程に関する記述・導出法を明記すること。

（2）技術協力作成資料

業務を通じて作成された以下の資料等⁶を入手の上、プロジェクト事業完了報告書に添付して提出すること。

- ア 保守管理マニュアル
- イ 信号機改良手順書
- ウ 交通管制システム拡充計画
- エ 交通違反取締り・交通安全マニュアル

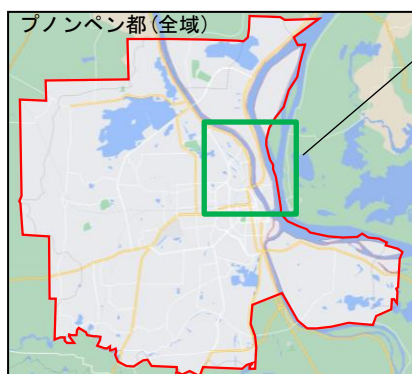
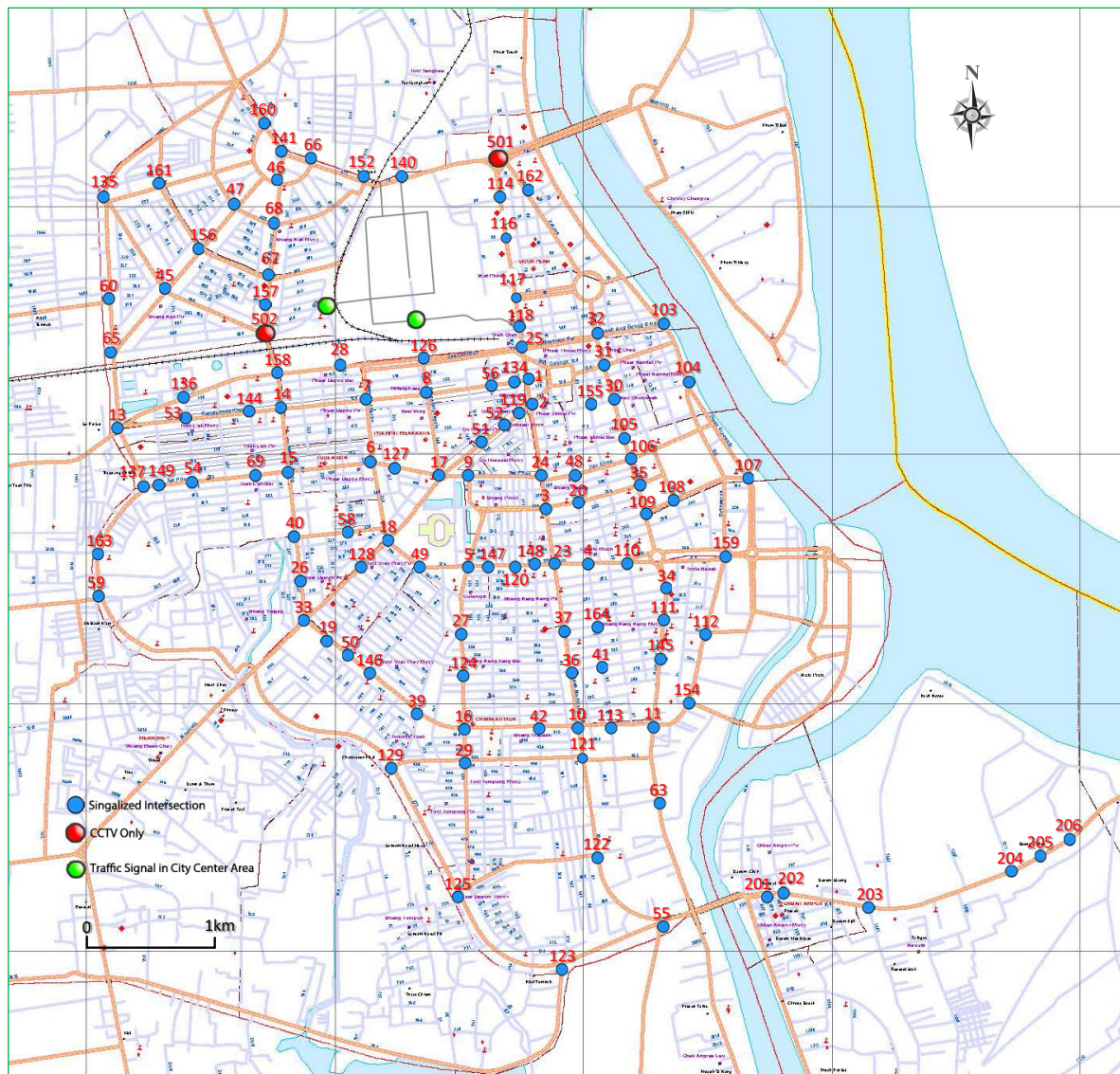
（3）コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに報告する。なお、カンボジア側と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題（2ページ程度）
- イ 活動に関する写真（1ページ程度）
- ウ Work Breakdown Structure（WBS）
- エ 業務従事者の従事計画／実績表
- オ 貸与物品リスト

⁶ 詳細計画策定フェーズにおいて、PDMの詳細な活動内容や指標を検討する中で、業務を通じて作成する資料等も追加、変更する可能性があり、PDMが最終化した段階で、提出する資料等についても改めて発注者と確認予定。

プノンペン交通管制システム 信号交差点 プロジェクト対象位置図⁷



⁷ 地図上の番号は現状の交通管制エリア内の交差点を識別するために便宜的に採番したものの。

第4章 業務実施上の条件

1. 業務の工程

本プロジェクトのR/Dで合意された協力期間は36ヵ月間であり、本業務については、事前準備及び事後の取り纏め期間を加味し、2021年12月の契約締結から2025年1月の履行期間終了までの約38ヵ月間を一括の複数年度業務実施契約にて実施することを予定している。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

合計 100.00 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

業務の内容及び業務の工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合は、その理由及び人材費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 業務主任者／交通管理政策（1号）
- 2) 交通管制システム計画（3号）
- 3) 交通管理計画（3号）
- 4) 交通信号設計及び運用
- 5) 交通信号維持管理
- 6) 道路及び公共交通計画
- 7) 通信システム
- 8) 道路設計/パイロット事業工事監理
- 9) 交通調査及び分析
- 10) 交通取締り・交通安全
- 11) 能力開発及び訓練（1）
- 12) 交通管制システムソフトウェア
- 13) 交通管制システムハードウェア/信号機器
- 14) 能力開発及び訓練（2）/広報

3. 対象国の便宜供与

便宜供与の詳細は当該プロジェクトに係るR/Dに記載のとおりであるが、現在のところ以下がカンボジア側によって準備される予定である。

- ・ C/Pの配置（PPCA、DPWT、TCC、PPTP）
- ・ 執務室（PPCA建屋内）
- ・ JICA専門家の交通管制センターへのアクセス許可
- ・ JICA専門家へのIDカードの貸与（必要に応じて）
- ・ カンボジア国内での研修・セミナーにおけるカンボジア側参加者旅費・日当

4. 配布資料及び公開資料

(1) 配布資料

- 本プロジェクトの要請書
- 本プロジェクトのR/D
- カンボジア国「プノンペンにおける総合交通管理計画及び交通管制センター運営維持管理の能力改善プロジェクト」詳細計画策定調査報告書

(2) 公開資料

- カンボジア国「プノンペン都総合交通計画プロジェクト」（開発調査型技術協力）最終報告書（概要版）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12245825.pdf>
- カンボジア国「プノンペン都交通管制システム導入計画準備調査」準備調査報告書
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12184933.pdf>
- カンボジア国「プノンペン都公共バス交通改善計画」準備調査報告書
<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/12266938.pdf>
- カンボジア国「プノンペン公共バス運営改善プロジェクト」事業事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_1660370_1_s.pdf

5. 資機材の調達

本業務遂行上、必要な資機材があればプロポーザルにて提案すること。当該資機材購入費（輸送費を含む）は別見積として計上すること。

なお、本業務実施のために本邦あるいは第三国から携行する受注者所有の資機材のうち、本邦あるいは第三国に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、必要な手続きを行うものとする。実施にあっては、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」（2017年6月）、「JICA輸出管理ガイドライン（業務受託者向け）」（2017年6月）に基づいて行う。

6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。またその他現地再委託により実施が適当と認められるものはプロポーザルにて提案すること。

- (1) 信号機改良の活動に係る各種工事（信号機灯器柱・アームの据付、信号機灯器の取付・配線・撤去、路面標示、集中制御パラメータ設計・修正等）
- (2) 交通量調査
- (3) 広報活動（交通安全キャンペーン含む）

この他の業務でも現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める場合がある。現地再委託にて実施することが効率的、経済的と考える作業項目がある場合、理由を付してプロポーザルで提案すること。当該提案に係る経費は本見積にて計上すること。

なお、現地再委託にあっては、発注者が別途定める「コンサルタント等契約にお

ける現地再委託契約ガイドライン」（2017年4月）に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

7. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結するため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) コンプライアンスの確保

本業務を実施するにあたり、不正行為の防止のためのコンプライアンス確保の体制について、提案があればプロポーザルにて記載すること。

(3) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。外務省海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>) などにより最新の関連情報の入手に努め、渡航の際には外務省の「たびレジ」への登録し、渡航2週間前までにJICAカンボジア事務所代表メールアドレス (cm_oso_rep@jica.go.jp) 宛に渡航情報 (日程、宿泊先、宿泊先の電話番号、移動手段) を連絡すること。また同国の治安状況については、JICAカンボジア事務所や在カンボジア日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。なお、カジノ併設ホテルへの宿泊は禁止とし、宿泊先の選定にあたって留意すること。渡航の検討にあたっては、最新の感染症対策措置についても確認すること。

現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、発注者が別途定める「JICA不正腐敗防止ガイドライン」（2014年10月）の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上